第1章 計画の策定にあたって

「DX」(デジタル・トランスフォーメーション) とは、一般には「人々の生活をあらゆる面でより良い 方向に変化させること | と定義されています。デジタ ル技術を使って、社会やビジネスを変化(トランス フォーム) させることで、働き方や学び方、生活の便 利さを向上させることができます。

デジタルを活用することで、市民が必要な情報をス ムーズに入手できる環境を整えるとともに、地域産業 の生産性向上につなげていきます。これにより、行政 の透明性と信頼性を高め、市民参加や地域の活性化に 寄与することを目指します。

第2章 計画の策定の背景

2.1 社会の動向

タブレットやスマートフォンをはじめとしたモバイ ル端末の普及や、それらを活用したサービスの提供な ど、デジタル化が急速に進展しており、社会情勢に 様々な影響を与えています。

こうした中で、令和2(2020)年から急速に広まっ た新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、 テレワーク*やオンライン教育等が普及し、これまで オンライン化があまり進まなかった領域においても、 デジタル技術の重要性が一層増大することとなりまし た。

スマートフォンを中心としたデジタル機器の普及が 進む一方で、個人情報の漏えいなど、インターネット の安全な利用に対する懸念などが浮き彫りになってお り、今後は、セキュリティや個人情報保護の課題にも 対処しながら、デジタル化が社会全体に浸透していく ことが求められています。

第2章 計画の策定の背景

2. 2国の動向

- (1) デジタル庁の設置
- ・令和2(2020)年12月 デジタル社会の実現に向 けた改革の基本方針
- ・上記基本方針を踏まえ、令和3(2021)年9月、デ ジタル庁を設置

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶとができ、多様な幸せが実現できる社会 ~誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化。 ・デジタル社会形成の基本原則(①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④総続・安定・強靭、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・ 多様性 食湯透 食新たな価値の創造 (面報器・国際電話) IT基本法の見直しの考え方 デジタル庁設置の考え方 IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性 基本的考え方 ✓ 強力な総合調整機能(勧告権等)を有する組織✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重 ・大容量化が進展し、その活用が不 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化 要なシステムは は見直しを行い、デジタル社会の形 成に関する司令塔としてデジタル庁を デジタル庁の業務 統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用 どのような社会を実現するか | 地方共通のデジタル基盤・全国 共通化に関する企画と総合調整 底した国民目線でユーザの体験価値を創出 イスイナンバー:マイナンバー制度全般の企画立案を一元 団体情報システム機構 (J-LIS) を国と地方が共同で 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現:ア確保、格差の是正、国民への丁寧な説明 民間・準公共部門のデジタル化支援: 重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展: 民間のDX地 進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し データ利活用: ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ デジタル社会の形成に向けた取組事項 ✓ サイバーセキュリティの実現:専門チームの設置・システム監査✓ デジタル人材の確保:国家公務員総合職試験にデジタル区分(仮 ットワークの整備・維持・充実、デ 「行政や公共分野におけるサービスの質の向上 「人材の育成、教育・学習の振興 称)の創設を検討要請 デジタル庁の組織 安心して参加できるデジタル社会の形成 選理大臣とし、デジタル大臣、副大臣、: 役割分担 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る / 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進 ✓ CTO (最高技術責任者) やCDO (最高データ責任者) 等を置き、 国際的な協調と貢献、重点計画の策定 ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置 ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献✓ デジタル社会形成のため、政府が重点計画」を作成・公表

(2) 自治体DX推進計画・自治体DX推進手順書

今和2年12月25日関議決定 を元に作成

- ・令和2(2020)年12月、自治体が重点的に取り組 むべき事項・内容を取りまとめた「自治体DX推進 計画」を策定
- ・令和3(2021)年7月、自治体がDXに取り組む標 準的な手順としてまとめた「自治体DX推進手順 書」を策定
- ・令和5(2023)年11月、「自治体DX推進計画」を 改訂し、重点取組事項として以下が示される。
- ①自治体フロントヤード改革の推進
- ②自治体情報システムの標準化・共通化

第2章 計画の策定の背景

- ③マイナンバーカードの普及促進
- ④セキュリティ対策の徹底
- ⑤自治体のAI・RPAの利用促進
- ⑥テレワークの推進

(3) 前計画の評価と検証

_	分野		李章名称	-	取り組み状況等	次集計画への取り組み予定			
**		区小		使度		完了 (日標を 達成)	継続 (事業を 修正)	中断 (事業の 見直し)	組当課
1	利用者の視 点に立った 行政サービ スの提供	重点事業	行政手続きのオンライン化	0	これまで運用してきた「ながの電子申請」に加えて、国が運用する「じったリサービス」でも電子申請可能な手続きを順次開始した。今 後も申請可能な手続きを増やしていく必要があるため、継続対応と する。		•		情報政策課
2		重点 事業	オンライン決済による証明書 交付請求サービスの導入	0	年々請求件数は増加しているが、未だオンライン決済による証明 書交付請求サービスの利用件数が少ない状況となっている。	•			税務課
3			オンライン決済を利用した収納 チャネルの拡大	0	令和3年4月より、市県民税、固定資産税、軽自勤車税、後期高齢 者医療保険料、介護保険料、下水道使用料、保育料などについ て、スマポ決済として利用率の高い「PayPay」及び「LINEPay」によ る納付を可能とした。	•			債権管理課
4			マイナンバーカードの交付時 間の短縮	0	令和3年5月からインターネットを利用したマイナンバーカード交付 予約システムの運用を開始し、市民は予約した時間に待つことなく 窓口で交付を受けられ、職員はカード交付の事前準備ができるよう になり、カード交付における窓口滞在時間が短縮された。	•			市民課
5		重点事	コンビニ証明書交付サービス の利用促進	0	国の「マイナボイント事業」により、マイナンバーカード取得者が増加、それに伴いコンビニ証明書交付サービスの利用も増加し、目標値を上回った。	•			市民課
6			ICTを活用した個別保健指導 の推進	0	国保データベースシステムから提供される健診・医療・介護の情報 を、健康分析システムへ取り込むことにより、地域特有の健康課題 の分析や、一人ひとりの保健指導に活用している。	•			健康推進課
7			防災情報提供の充実	0	防災情報については、屋外告知放送・ホームページ・SNS・メール 配信サービスなどの様々な情報伝道手段を使用して市民に広報を 実施しています。また、屋外告知放送の難聴地域には、順次子局 を増設するなどして対応を行っていく。	•			危機管理防災 課
8			災害時等情報共有システムの 構築	Δ	他自治体の事例研究及び導入の検討をしており、引き続き、災害 時情報共有システムの導入に向けて研究・検討する。		•		危機管理防災 課
9			クラウドサービスを活用した教育向けICT講習の拡充	0	指導主事による各校訪問及びICT研修により、授業支援システム への利用率の大幅な向上が見られた	•			教育総務課
10			公共施設における公衆無線 LANを活用した事業の推進	0	分館長及び高齢者を対象とした研修会や講座を開催しており、今 後も継続的に運営を行っていく。	•			生涯学習課等
11	多様な情報 発信ツール の活用と官 民連携によ るまちづくり		市議会のインターネット映像配 信	0	「干曲市議会公式YouTubeチャンネル」を開設、令和3年0月定例会からインターネット上で録画映像の配偶を開始し、本会議や一般質問の様子をパソコンやスマートフォン等で視聴することが可能となった。	•			議会事務局
12			利用者目線で発信する子育て 支援情報の充実	0	令和5年10月からアプリの運用がこども未来深から健康推進課に 移管。子育で情報の発信のほか、現在人数制限している子育で支 援センターの予約状況確認など利侵性の向上を図り、登録者数が 増加している。	•			こども未来課
13	多様な情報 発信ツール の活用と官 民連携によ るまちづくり	重点業	LPWAを利用した水路監視シス テムの導入	0	外部向け(住民等)にクラウドサーバ等にて観測データ等の運用を 開始するシステム改修が完了し、令和5年7月より住民向けに公開 を開始した。	•			農林課
14			外部の行政サービスと連携したホームページ管理システム の更新	0	クラウド対応したシステムへのリプレースにより、高齢者や障がいる 者等へのアクセシビリティに配慮した情報発信、また災害時・緊急 時における継続的な情報発信が可能となった。	•			情報政策課
15			動画を活用した文化施設の宣 伝活動	Δ	運用体制が整っていない。運用方針や運用体制の再検討が必要 である。			•	文化課
16		重集	オープンデータの充実、活用 の推進	Δ	市公式ホームページ上にて6分野18件(公共施設一覧、避難場所一覧、人口推修等)を公開している。また、インターネットサービスでのバス路線の登録検索を行うためのGTFSデータの整備を行い、市内バス路線の検索が可能となった。		•		情報政策課
17			マイナンバーカードによる新たな利活用施策の導入検討	Δ	マイナポータルを活用した介護、子育てワンストップサービスによる 行数手続きのオンライン化を行うため、システムの改修およびマイ ナポータルへの手続めた都等を行った。 また、マイナポイント申請と連動した保険証利用申込、公金受取口 屋申込の申請支援を継続的に行った。		•		情報政策課

第2章 計画の策定の背景

(3)前計画の評価と検証

						vi-final.m	への取り		
推審	分野	区分	李章名称	進成度	取り組み状況等	完了 (目標を 達成)	継続 (事業を	中断 (事業の 見直し)	担当課
19	業務のスリ ム化・効率 化による行 政マネジメン トの推進		行政文書の電子化及び電子 決裁基盤の導入	0	視察等を含め導入の検討を行い、長野県市町村自治振興組合に よる共同調達事業へ参加し、令和6年4月からの稼働に向けて準備 をしている。	•			総務課
20			テレワークの推進	0	IPA(独立行政法人情報処理推進機構)およびJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)が提供する「自治体テレワークシステム」を導入し、令和4年8月より運用を開始した。	•			情報政策課
21			コミュニケーションツールを活 用した業務効率化の推進	0	テレワーク中の職員とのコミュニケーションを含め、庁内での円滑なコミュニケーションの活性化を図るためのチャットツールの導入を行った。	•			情報政策課
22			スマート議会の実現	0	令和3年6月定例会よりタブレットの運用を本格化し、定例会や臨時会、委員会時の資料をペーパーレス化することで、コストの削減、事務の効率化につなげている。	•			議会事務局
23			RPAツールを活用したBPRの 推進	Δ	県の先端技術活用推進協議会内のRPAワーキンググループに参加し、情報収集を行ったほか、庁内でも勉強会を開催するなどし、 導入希望業務の調査を行ったが、対象業務の選定が進まなかった。		•		情報政策課
24			会議録作成支援システムの導 入	0	長野県自治振興組合による会議録作成システムの共同調達に参加し、令和4年8月より運用を開始した。	•			情報政策課
25			学校給食管理システムの導入	0	長野県市町村自治振興組合による共同間達事業へ参加し、学校 徴収金管理システムを導入した。現在徴収金管理について網羅で きている。	•			学校給食センター
26	未来を支え る情報基盤 の確立		情報共有基盤の構築	Δ	現在運用中の情報共有基盤の更新に向け、情報収集を行ってい る。		•		情報政策課
27		重点事業	情報システムの標準化・共通 化に対応した自治体クラウドの 推進	0	令和7年度の基幹系システム標準化への移行、ガバメントクラウド の乗り換えに向けて準備を進め、行政手続きの簡素化、迅速化、 行政の効率化の推進に取り組んでいる。		•		情報政策課
28			公衆無線LAN環境の拡充	0	公共施設8施設(公民館、歴史文化財施設等)への公衆無線LAN サービスの構築、また文化会館3施設に既設の公衆無線LANサー ビスについて、市庁舎および公共施設8施設と一体的なサービス の移行を行った。	•			情報政策課
29			DX推進体制の整備	0	「干曲市情報政策推進本部」の仕組みを活用し、各課より選出した 情報化リーダーによるDX推進体制の整備を行った。	•			情報政策課
30			データ利活用のためのデジタ ル人材の育成	0	外部有識者をDX推進アドバイザーとして委託し、各課より選出した情報化リーダーへのDX基礎研修等を行った。継続的に研修等を実施することで、計画的にデジタル人材の育成を図る。		•		情報政策課
31			ICT業務継続計画の作成	Δ	他団体の事例を研究し、運用中のCSIRT設置要綱や情報セキュリティ緊急時対応計画との整合を図り、計画の策定を行う。		•		情報政策課
32			情報セキュリティマネジメントの 実施	Δ	他団体の事例を研究し、運用中のCSIRT設置要綱や情報セキュリティ緊急時対応計画との整合を図り、監査方針の検討を行う。		•		情報政策課

第3章 基本方針・目標

3. 1 基本方針

誰一人取り残さない形でデジタル化による新たな価 値を享受し、安心で便利に活動できる持続可能な新し い千曲市を目指すため、次の通り設定します。

『デジタルの力で 未来を描く共創都市 千曲』

3.2 基本目標

基本方針の実現に向けて、以下の4つの基本目標を 定め、施策を展開します。

第3章 基本方針・目標

基本目標1

市民目線・利用者目線の人 に優しいDX

します。

基本目標3

行政の業務効率化と働き方 改革

制を整えます。

基本目標2

地域の発展に向けた情報発信手 段の多様化と官民連携によるま ちづくり

デジタルに不慣れな方、年 情報入手手段の多様化に対応 齢や障がいの有無にかかわし、効率的かつ効果的な情報発 らず、分かり易く使い易い 信を実現するために、SNS等の 利用者視点に立った、誰もツールの活用を強化します。ま がDXによる恩恵を受けられた、デジタル技術を活用した行 れるような取り組みを推進 政と市民の連携により、行政・ 地域課題の解決を推進します。

基本目標4

安全・安心な情報基盤の確立

人口減少と少子高齢化が進 市民の個人情報や情報資産をサ む中、限りある経営資源でイバー攻撃等から守るために、 持続可能な行政サービスを情報セキュリティ対策を強化 提供し続けていくため、業し、情報システムの安定的な運 務の自動化・省力化を図 用に取り組むとともに、デジタ り、職員がより市民・地域 ル技術を積極的に活用できる人 に向き合うことができる体材の育成を進めていきます。

第4章 DX推進の作業手順

4.1 課題解決に向けた具体的作業手順

DX施策の検討・実施については、以下の手順で実 施します。

第4章 DX推進の作業手順

1 現状等に関する理解

地域・市民の現状に関する正しい理解と共有

2 目指す姿の検討

地域の目指す姿を描いて共有し、地域との合 意を形成

3 課題の明確化

地域の目指す姿と現状とのギャップ(課題) を明確化

4 (DX)施策の検討

課題の解決に向けた施策を検討

5 BPR の実施

施策の効果を最大化するための現状の可視化 や業務の抜本的な変革

6 (DX)施策の実行

効果的な課題解決につながるよう、予算や人 員を適正に管理

7 施策の評価

実施した施策の効果等について、データに基 づき評価し、施策の改善を実施

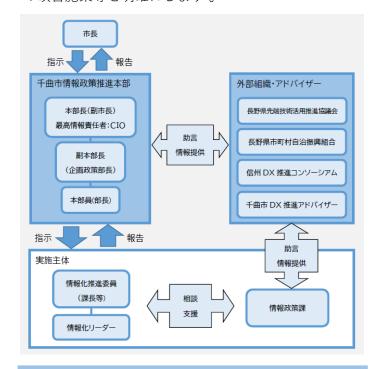
4.2 ICTの導入検討にあたっての注意点

人口減少により生産年齢人口が大きく減少すると予 想されている千曲市では、それに連動して財政状況が さらに厳しくなることが予想されるため、デジタルで 処理する業務と、人の手で行う業務を明確に区分し、 大切な市民との接点(タッチポイント)を維持しつ つ、将来的な財政状況に配慮して、効果や需要に見合 わないシステム導入は原則行わないなど、市にあった デジタル化の推進に心がける必要があります。

第4章 DX推進の作業手順

4.3 実施計画策定と進捗管理

各課におけるDX施策については、千曲市情報政策 推進本部において進捗状況の評価の確認と次年度以降 の改善施策等を明確にします。



第5章 各基本目標における主な施策

基本目標1 市民目線・利用者目線の人に優しいDX

- ①行政手続きのオンライン化
- ②窓口改革
- ③マイナンバーカードの利活用推進
- ④デジタルデバイド対策

第5章 各基本目標における主な施策

基本目標 2 地域の発展に向けた情報発信手段の多 様化と官民連携によるまちづくり

- ⑤多様な主体による地域課題の解決
- ⑥オープンデータの活用

基本目標3 行政の業務効率化と働き方改革

- ⑦情報システムの標準化・共通化
- ⑧BPRの取り組みの推進
- 9AI・RPAの利用促進
- ⑩テレワークの推進

基本目標4 安心・安全な情報基盤の確立

- ①情報システムの最適な利活用の推進
- 迎セキュリティ対策の徹底
- ③デジタル人材の育成